



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 三
- 水防法による洪水浸水想定区域の指定 (二件) …… (建設局河川部指導調整課) …… 五
- 下水を排除及び処理すべき区域等 …… 六
- 特定非営利活動法人の認定 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 六
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案 (二件) …… (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) …… 六
- 権利変換計画の変更 …… (都市整備局市街地整備部再開発課) …… 七
- 土地改良区役員の就退任 …… (産業労働局農林水産部農業振興課) …… 七

告示

●東京都告示第百五十七号

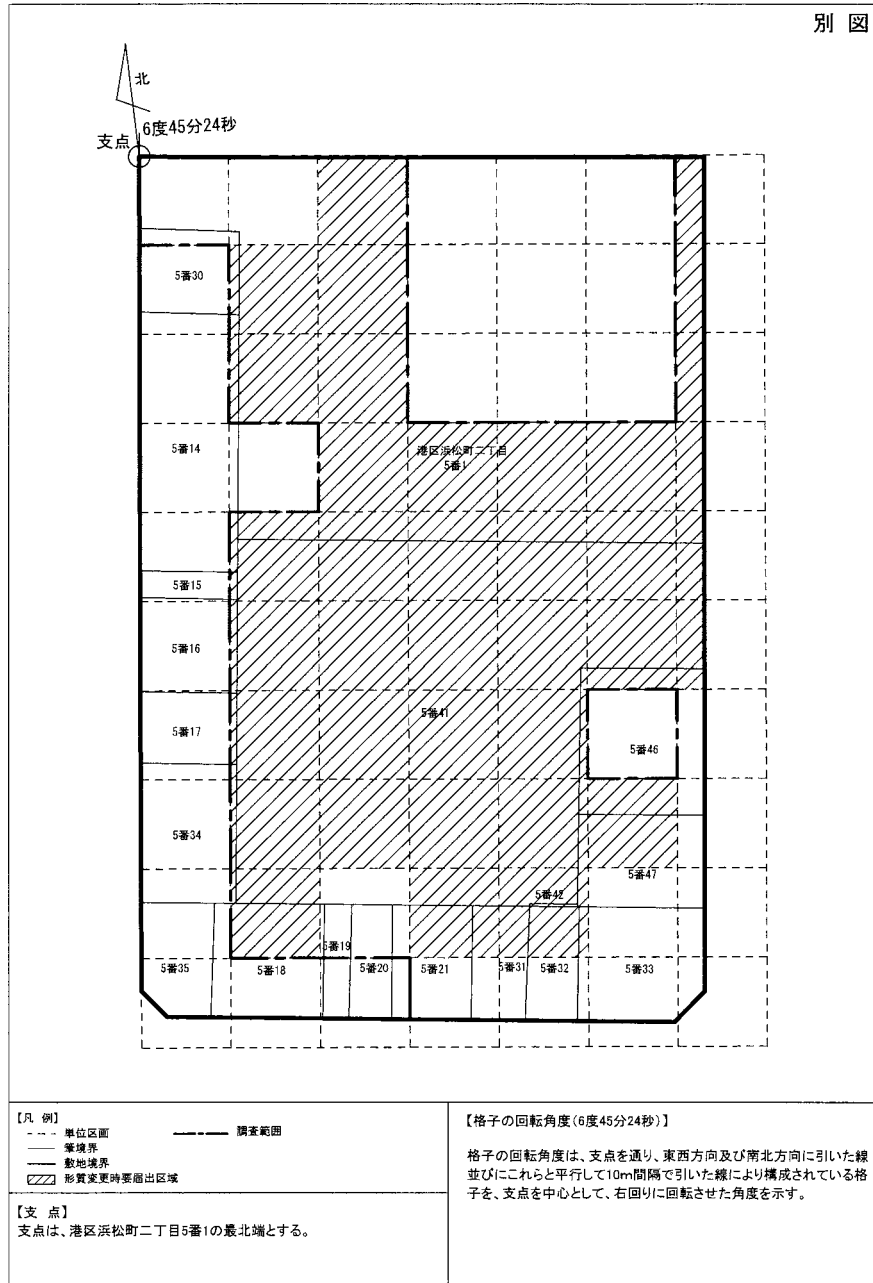
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区浜松町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

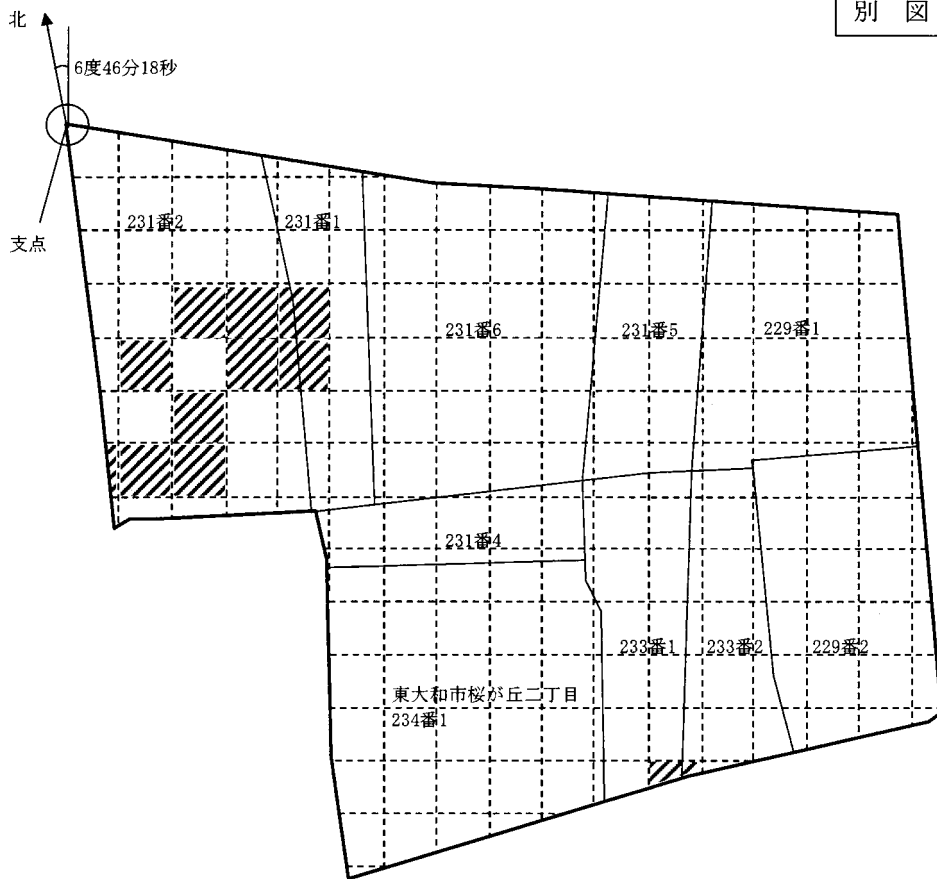
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東大和市桜が  
 丘二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
 物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【格子の回転角度（6度46分18秒）】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中止として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**  
 - - - 単位区画  
 ——— 筆境界  
 ——— 敷地境界  
 ▨ 形質変更時要届出区域

**【支点】**  
 支点は、東大和市桜が丘二丁目231番2の最北端とする。

●東京都告示第百五十九号  
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百八十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

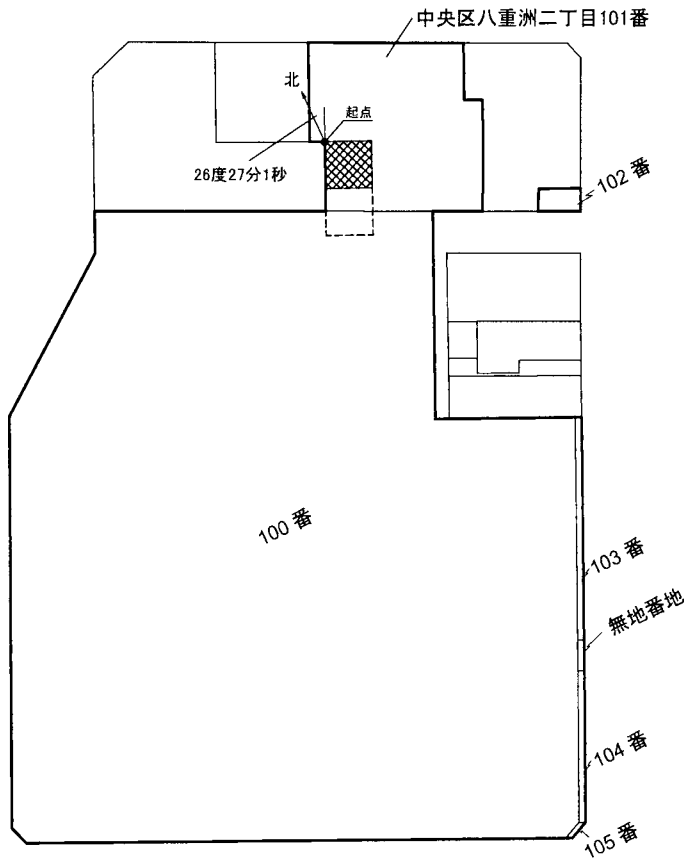
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区八重洲二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区画  
(平成30年東京都告示第1584号により指定した区域)

【起点】

起点は、中央区八重洲二丁目101番地内  
 X: -35532.598 Y: -5764.149  
 (世界測地系座標計算による。)とする。

【格子の回転角度(起点: 26度27分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

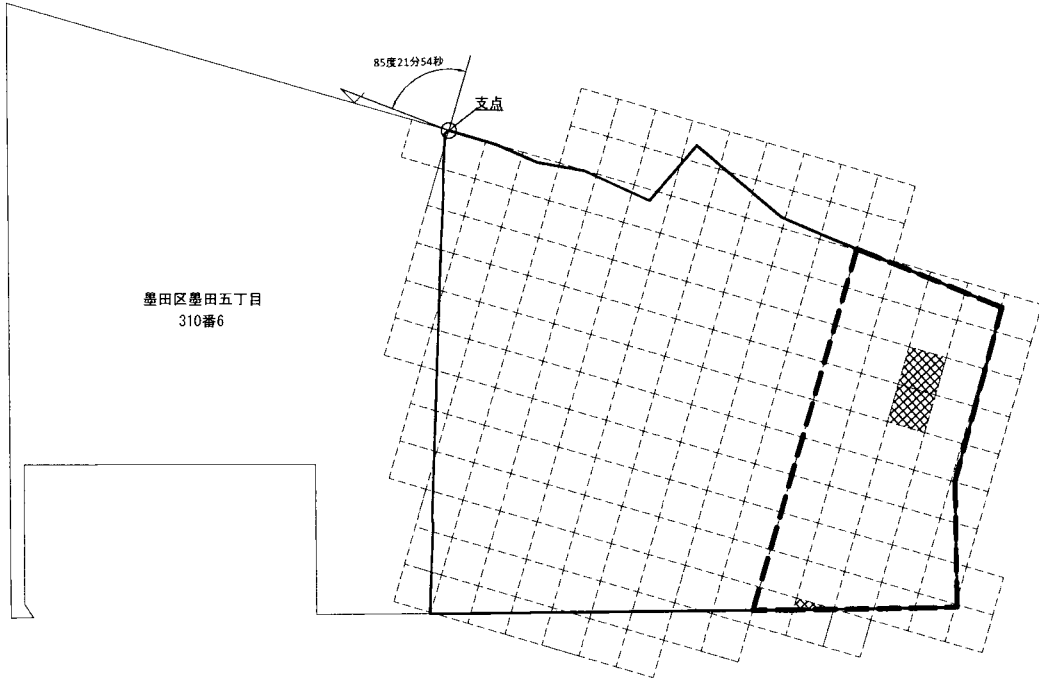
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区墨田五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 単区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査範囲
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、 $X=-28982.992$ 、 $Y=-1323.540$ とする。  
 ※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（85度21分54秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、一級河川多摩川水系野川、仙川、谷沢川及び丸子川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該洪水浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、第二建設事務所、北多摩南部建設事務所、大田区総務部防災危機管理課、世田谷区危機管理室災害対策課、三鷹市総務部防災課、府中市行政管理部防災危機管理課、調布市総務部総合防災安全課、小金井市総務部地域安全課及び狛江市総務部安心安全課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、二級河川呑川水系呑川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該洪水浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、第二建設事務所、目黒区都市整備部土木工事課、大田区総務部防

災害危機管理課及び世田谷区危機管理室災害対策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

### 告 示 (下水)

#### ●東京都下水道局告示第二号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 供用及び処理開始年月日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域

三 排水施設の位置

四 分流式又は合流式

五 終末処理場の位置及び名称

別表

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	千歳台六丁目	九番、十番及び十五番
全部告示区域		

同 区 祖師谷六丁 二十三番 目

### 公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フオラム

二 代表者の氏名

尾中 哲夫、小室 裕一

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南長崎三丁目十六番六号 日本加除出版株式会社内

四 認定の有効期間

令和元年六月十日から令和六年六月九日まで

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の

案の縦覧について、次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類  
当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区（日本橋室町一丁目地区）  
中央区日本橋室町一丁目地内

二 縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

できる。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)

中央区八重洲一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月二十七日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第一種市街地再開発事業の名称  
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号  
勝どきサンスクエア  
東京都第一市街地整備事務所

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称

中央区晴海五丁目の一部

五 権利変換計画の認可を受けた年月日

平成二十八年四月二十六日

六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日

令和元年六月十八日

土地改良区役員の上退任について

日野用水土地改良区理事長福島久夫から令和元年五月十六日付けで役員の上退任届があつたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により公告する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 退任

退任年月日 平成三十一年三月二十八日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 日野市栄町二丁目二十 天野 武雄 理事長

九番地の一

同右 日野市大字日野六千一 谷 一男

同右 日野市大字日野六千一 番地

同右 日野市栄町五丁目二十 和田 守男

同右 日野市栄町四丁目二十 福島 久夫

同右 日野市栄町四丁目二十 原 久和

六番地の七

監事 日野市日野本町六丁目 西野 正人

同右 九番地の一

同右 日野市大字日野五百五 伊野 貴伸

十三番地

二 就任

就任年月日 平成三十一年三月二十九日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 日野市栄町四丁目二十 福島 久夫 理事長

同右 五番地の九

同右 日野市大字日野六千一 谷 一男

同右 日野市栄町五丁目二十 和田 守男

同右 日野市栄町四丁目十六 福島 幹男

同右 六番地の七

同右 日野市日野本町六丁目 西野 正人

同右 九番地の一

同右 日野市大字日野五百五 伊野 貴伸

十三番地

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

